

Business News

第282号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、運送事業者の「働きやすい職場認証制度」について、前号につづき書類と申請方法をご案内します。

運送業の「働きやすい職場認証制度」書類と申請方法

2020年8月21日に、国土交通省及び一般財団法人日本海事協会（本制度の実施団体）から、本年度の申請受付期間は2020年9月16日～12月15日と公表されました（試行運用の本年度は「一つ星」に限定して受付となります）。

1. 申請書類

申請の際に提出が必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 審査申込書（様式A）
- (2) 営業所一覧（様式B）
- (3) 自認書（様式C）
- (4) 認証項目で規定されている「提出書類」：下記（a）～（f）
 - (a) 就業規則の写し（10人未満の事業所は労働基準監督署の印は不要）
 - (b) 36協定の写し
 - (c) 労働条件通知書の写し
 - (d) 安全委員会、衛生委員会等の各委員会構成員一覧、または議事次第や議事録（従業員の意見を聴くための機会を設けた場合それが確認できる書面）の写し
 - (e) 営業所毎に様式第6号（労働安全衛生規則第52条関係）で規定する直近1回分の定期健康診断結果報告書の写し（50人未満の事業所は提出不要）
 - (f) 行政処分の違反点数を受けている事業者については、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し

2. 保管書類

保管書類は、認証項目に定められた、例えば就業規則の本紙や健康診断の記録等です。申請時に提出する必要はありませんが、対面審査（※）時に審査員の確認を受けるため、事業所で保管しておく必要があります。（※対面審査は、認証を取得した事業者に対して一定の割合で行われるものです。）

3. 申請方法

申請方法は、「紙による申請」または「電子申請」のいずれかです。「紙による申請」の審査料は5万円～ですが、「電子申請」の場合は審査料が2万円割引されます。

- ・紙による申請：所定様式（上記の（1）～（3））を本認証制度ホームページ（※）からダウンロードして必要事項を記入。提出書類（上記（4））とあわせて日本海事協会へ郵送で申し込みます。
- ・（一部）電子申請：本認証制度ホームページ（※）にアクセスし、申請システム上で申請必要情報を入力・申請し、提出書類は日本海事協会へ郵送します。
- ・（完全）電子申請：本認証制度ホームページ（※）にアクセスし、申請システム上で申請必要情報を入力し、提出書類をPDF形式等で申請システムにアップロードして申請します。

※本認証制度ホームページ <https://www.untenshashokuba.jp/>

本ニュースは、2020年9月1日現在で公表されている内容です。詳細や最新情報は、日本海事協会の本認証制度ホームページ（上記URL）をご覧ください。

三井住友海上は「働きやすい職場認証制度」の認定推進機関です

日本海事協会と連携し、中堅・中小運送事業者様の認証取得に向けて、経験豊富な経営サポートセンターのアドバイザーが支援いたします。お問い合わせは、弊社窓口の営業課支社または代理店までご連絡ください。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険株式会社 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N282